

栄養教諭制度の施行に伴う教育活動記録 - I

—栄養教育実習開講までの流れ—

大富あき子*, 青木五百子*, 大内山雅枝**, 花木秀子*

Educational activity corresponding to enforcement of the nutrition teacher's system- I
—Development up to the commencement of nutrition teacher training—

Akiko Otomi*, Ihoko Aoki*, Masae Uchiyama**, Hideko Hanaki*

平成16年7月より栄養教諭制度が施行され、本学では平成17年度入学生から導入し、平成18年度には、本学からも栄養教諭免許取得希望の多くの2年次学生が小中学校にて栄養教育実習を行った。

栄養教諭養成校としての課程認定の申請準備は、平成16年の文部科学省説明会出席に始まり、その後カリキュラムの検討の後申請、認定後は栄養教育実習実施に向けての県内の各教育委員会や各校長会に挨拶訪問、学生の実習校事前訪問やその後の実習校側からの問い合わせの対応、そして本免許取得第1期生の栄養教育実習の実施、その後の反省会に至るまでの記録をまとめた。また、第1期生の学生対象に意識調査を行い、短大入学後に初めて知った栄養教諭免許だったが、多くの学生が将来性に魅力を感じて取得を希望したことがわかった。

初めての栄養教育実習を行うに際して、実習受け入れ校のとまどいもかなり高かったようだが、本報が、次年度からの栄養教育実習をよりよいものとし、かつよりスムーズに行われるように活用されることを期待する。

Key words : [栄養教諭] [食育] [教育実習] [アンケート]

(Received September 15, 2006)

I. 緒言

小中学校における食に関する指導は、従来から関連教科などにおいて、食生活と心身の発育・発達、食生活と心身の健康の増進、食生活と疾病などに関して実施されている¹⁾。しかし、朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の問題が生じている現状をかんがみた時に、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会が必要となってきた²⁾。そこで平成17年4月から栄養教諭制度が開始され、文部科学白書(平成16年度)³⁾にも、家庭、地域と連携しつつ、学校においても栄養教諭を中心として食育の推進をしていく、と栄養教諭への期待が書かれている。

* 鹿児島純心女子短期大学生活学科食物栄養専攻 (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番地1号)

** 鹿児島純心女子短期大学非常勤講師 (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

ところで、栄養教諭制度の開始2年目にあたる平成18年度の全国の栄養教諭の人数は必ずしも多いとはいえ、24道府県で合計307人の配置に過ぎなかった⁴⁾。しかもそのうち15府県では10人未満だった。そのような中、鹿児島県は69人という全国で最も多い人数の栄養教諭が誕生した。これは、本県学校栄養職員が特別非常勤として担任教師とティームティーチング(以下、T・Tと表記)を組み、「食育活動」の実績を積んできた結果であり、食育に対する関心と期待が非常に高い県であることがわかる。本学食物栄養専攻においても栄養教諭二種免許が取得できるようになり、2年連続で多くの学生が取得を希望して勉強している。

しかし、栄養教諭制度が実施されてまだ2年目の現在、永嶋⁵⁾が首都圏における栄養教諭の現状を調査し、清水⁶⁾は福井県における栄養教諭創設の過程についてまとめ、渡邊⁷⁾は小学校教職員を対象とした食育の認識の程度について、また岡井⁸⁾は学校給食と栄養教諭の役割について調査し、笠井⁹⁾は家庭科と栄養教諭の食の指導について考察しているが、栄養教諭制度についての調査・研究は必ずしも十分とはいえ、教育実習受け入れ校側も栄養教諭課程認定校側も手探りの状態で制度を押し進めている感は否めない。

そこで、本学食物栄養専攻における栄養教諭二種免許認可、および初めての栄養教育実習実施に向けての活動記録をまとめ、第1期生である平成17年度入学生の栄養教諭に対して持っている知識および希望をアンケートにより調査し、若干の知見が得られたので以下に報告する。

Ⅱ. 方法

認可に向けての準備の活動および認可後の活動にわけて記録をまとめた。認可後の活動においては、免許取得可能な第1期生として入学してきた学生51名を対象に、栄養教諭に関する意識調査をアンケートにより行った。

Ⅲ. 結果および考察

(1) 認可に向けての準備の活動

1) 文部科学省主催の説明会に参加

平成16年6月2日、東京都にて全国の栄養士養成施設校対象の「栄養教諭の養成・免許制度に関する説明会」に本学教員も参加し、制度や申請方法についての説明を受ける。

2) 文部科学省による課程認定のための申請の準備および申請を行う

栄養教諭二種免許取得のために大学において習得することを必要とする最低単位数は、教職に関する科目12単位、栄養に係わる教育に関する科目2単位、そして基礎資格として短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていることが挙げられる。本学では、表1に示すような科目を設定することとし、これをもとに申請を行った。

なお、申請にあたっては、科目担当教員の業績等に厳しい条件付けがあることから、「栄養に係わる教育に関する科目」では、小・中学校において学校給食の実施に長い間携わり、T・

Tの実績を積んだ学校栄養職員の協力を得て、授業は本学教員と栄養教諭制度の開始に参画した教諭、および学校栄養職員とのオムニバス方式をとることにした。

表1. 教職に関する科目および栄養に関わる教育に関する科目の履修時期別科目名と単位数

履修時期	教職に関する科目	単位数	栄養に関わる教育に関する科目	単位数	履修時期別合計単位数
1年前期	教職の意義と内容	2	学校栄養教育論	2	6
	教育史	2			
1年後期	教育法規等の研究	2	学校栄養指導演習	1	9
	教育の方法・技術	2			
	道徳教育の研究	2			
	生徒指導の研究	2			
2年前期	栄養教育実習Ⅰ	1			6
	栄養教育実習Ⅱ	1			
	教育心理学	2			
	特別活動の研究	2			
2年後期	教育相談	2			4
	総合演習	2			
合計	13科目	22	2科目	3	25

3) 「栄養に係わる教育に関する科目」の詳細について

1. 学校栄養教育論のシラバス

【専門教育科目 食物栄養専攻】		1年
学校栄養教育論		
担当教員 / instructor 花木 秀子 中馬 和代 大内山 雅枝	開講時期 / semester 前期	
配当年次 / assigned year for credit 1年	授業形態 / seminar or lecture 演習	
単位区分 / compulsory or optional 選択	単位数 / the number of credits given 2 単位	
関連資格 / related qualification 栄養教諭		
備考 / notes		

【授業のねらい / objective of class sessions】

児童・生徒を取り巻く食環境には、肥満や食物アレルギーなど多くの問題が提起されている。そうした中で、家庭や地域、学校との連携による食教育に期待するところは大きい。そこで、児童・生徒の健康や栄養に係る課題、食の安全性、食の変遷や文化を知り、新たに学校現場において創設された栄養教諭の役割および職務内容を学ぶ。

【授業の展開計画 / outline of class sessions】

学校給食の運営を含めた栄養教諭の役割や職務内容を理解させ、児童・生徒の健康および栄養に係る課題や、日本や郷土における食の安全性を含めた食生活の変遷および食文化を学び、諸外国の食文化へと展開する。

週	授 業 の 内 容	
1	栄養教諭の職務内容、使命、役割	(中馬)
2	児童・生徒の栄養の指導及び管理の意義	(大内山)
3	児童・生徒の栄養の指導及び管理の現状と課題	(大内山)
4	学校給食の意義と役割など	(中馬)
5	児童・生徒の栄養の指導及び管理に係る社会的事情	(大内山)
6	児童・生徒の栄養の指導及び管理に係る法令・諸制度	(大内山)
7	教科における食に関する指導	(中馬)
8	特別活動における食に関する指導	(大内山)
9	国民栄養の現状と健康状況の概要	(花木)
10	児童・生徒の栄養に係る諸課題 (偏食、ダイエット、孤食、個食など)	(花木)
11	児童・生徒の栄養に係る諸課題 (食物アレルギー、肥満、特別な疾病など)	(花木)
12	食生活に関する歴史と安全性	(花木)
13	地域における食事および食物の文化	(花木)
14	日本と世界の食事	(大内山・花木)
15	まとめ	(大内山・花木)

【履修上の注意事項 / remarks】

【評価方法 / evaluation method】

受講態度・筆記試験の総合評価

【テキスト / materials】

「栄養教諭とはなにか」女子栄養大学栄養教諭研究会編 (女子栄養大学出版部), プリント配布

【参考文献 / reference】

2. 学校栄養指導演習のシラバス

【専門教育科目 食物栄養専攻】	1年
学校栄養指導演習	
担当教員 / instructor 花木 秀子 中馬和代 大内山 雅枝	
配当年次 / assigned year for credit 1年	開講時期 / semester 後期
単位区分 / compulsory or optional 選択	授業形態 / seminar or lecture 演習
関連資格 / related qualification 栄養教諭	単位数 / the number of credits given 1 単位
備考 / notes	

【授業のねらい / objective of class sessions】

生活習慣病の増加が深刻な社会問題となっており、健全な食習慣の形成は国民的課題となっている。給食の時間、学級活動、保健体育、家庭科、社会科、道徳、総合学習の時間における食に関する指導の実践演習や実習を通して、健康教育の一環として児童・生徒に望ましい食および生活習慣を構築させる。

【授業の展開計画 / outline of class sessions】

学校栄養教育論や栄養指導論で学んだ知識および指導方法を受けて班を編成し、学生に幼児、児童・生徒の食に関する指導計画を作成させ、家庭科や保健体育等の教科のなかで食指導実施に向けた、実践演習や模擬授業を行う。

週	授 業 の 内 容
1	食に関する指導の演習 総合的な計画作成について (大内山・花木)
2	学生による指導案作成 (大内山・花木)
3	学生による指導案の発表および相互評価 (大内山・花木)
4	食事指導の模擬授業 給食の時間における食事指導について (大内山)
5	学級活動時における食習慣の形成について (大内山)
6	健康と食事、体の発育・発達と食事、運動時の食事について (花木)
7	バランスのとれた日常食の取り方について (花木)
8	国民の食生活と食糧生産について (中馬)
9	健康・安全な生活の習慣について (花木)
10	食物アレルギーおよび特別な疾患について (大内山・花木)
11	食流通と国際関係、地域における食文化について (中馬)
12	学校行事・児童(生徒)会活動・クラブ活動を活用した食事指導実習 (大内山)
13	地場産物を活用した調理実習(郷土料理、行事食) (中馬)
14	学校・家庭・地域との連携による食生活指導実習 (大内山・花木)
15	まとめ

【履修上の注意事項 / remarks】

【評価方法 / evaluation method】

作成指導案、発表に対する評価、筆記試験

【テキスト / materials】

「栄養教諭とはなにか」女子栄養大学栄養教諭研究会編(女子栄養大学出版社)、プリント配布

【参考文献 / reference】

(2) 認可後の活動

1) 栄養教諭免許取得可能な第1期生入学(平成17年4月)

文部科学省より、平成17年3月29日付で栄養教諭免許の課程認定がなされた(16文科初第1266号)。その後の平成17年4月、栄養教諭制度施行後の第1期生が本学生活学食食物栄養専攻に入学。栄養教諭免許制度および免許取得のための履修方法の説明を入学ガイダンス時期に実施した。栄養教諭免許取得希望者は、学生51人中44人であった。(取得希望率:86%)取得を希望しなかった学生が数名いたのは、栄養教諭資格が社会的ニーズに基づき創設された資格であるという周知度が若干低かったことや、取得意志が希薄であったことによると推測される。

2) アンケート調査の実施

第1期生51名を対象としたアンケートにより、栄養教諭に関する意識調査を実施した。その結果を表2に示す。(回答者48名、回収率94%)

これより、入学前から栄養教諭制度を知っていた学生は、16.6%に過ぎず、従って問5の本学食物栄養専攻の受験動機に「栄養教諭免許が取得できるから」と考えていた学生は6.7%しかいなかった。64.6%の学生は短大入学後のガイダンス時の履修方法の説明の中で、本学教員よりこの制度について初めて聞いたと答えている。しかし、その後に栄養教諭免許の取得を希望した学生は87.5%にのぼり、その理由として「将来、役立つかもしれないから」(73.8%)、「持っていれば栄養教諭以外の就職にも有利と思うから」(47.6%)との回答が多いことから、初めて聞いた免許ではあるが、その将来性にかける期待がとて大きいことがわかった。逆に、栄養教諭免許の取得を希望しなかった学生6人に対して選択しなかった理由を聞くと、「興味がない」、「教諭にはならない」などの意見があがったが、履修確定後に取得すればよかったと感じた学生は33.3%と、3人に1人は感じていることがわかった。入学時における将来の職業の希望については、「保育園」と「病院」が多く、ついで「学校」、「福祉施設」があがった。いずれにしても「医療事務」を希望した1人以外は、何らかの栄養士または食に関する仕事に就きたいと希望しており、本学食物栄養専攻には、きわめて専門意識を高く持った学生が入学して来ていることがわかる。

表 2. 栄養教諭に関する入学時意識調査結果（第 1 期生48人回答）

質 問 項 目	選 択 肢	人数(人)
問 1. 本学に入學する前に、 栄養教諭制度を知っていましたか？ (回答者48人)	はい	8
	いいえ	40
	その他	0
問 2. 栄養教諭免許取得を選 択した学生に聞きます。選択 をした理由は何ですか。(複数 可) (回答者42人)	国家資格だから	6
	栄養教諭になりたいから	7
	持っていれば栄養教諭以外の就職にも有利と思うから	20
	将来、役立つかもしれないから	31
	栄養教諭にはならないがただ勉強したいから	1
	ただ何となく	1
	その他	0
問 3. 栄養教諭免許取得を選 択しなかった学生に聞きます。 選択しなかった理由は何 ですか。(回答者 6 人)	興味がなかったから	3
	勉強が大変そうだったから	1
	教諭にはならないから	1
	他の資格（医療事務）の方が欲しいから	1
問 4. 入学後、取得すればよ かったと感じることがありま したか。(回答者 6 人)	あった	2
	なかった	4
問 5. 本学の食物栄養専攻を受 験した動機に、「栄養教諭免 許が取得できるから」があり ましたか。(回答者48人)	あった	3
	なかった	45
問 6. 栄養教諭制度を何で知 りましたか。(複数可) (回答者48人)	高校の先生から聞いた	2
	※その先生は誰ですか 担任から聞いた	2
	新聞・雑誌やテレビ等のマスメディアで知った	0
	家族・親戚から聞いた	9
	友人・知人から聞いた	2
	その他	33
	※入学後に短大の先生から聞いた	31
	※短大のオープンキャンパスで聞いた	1
※高校訪問に来た短大の先生から聞いた	1	
問 7. 入学時の現在、将来、 どういう分野で栄養士として 働きたいと考えていますか。 (回答者48人)	病院	14
	学校	6
	保育園	15
	福祉施設	6
	寄宿舍	2
	食品会社	2
	パティシエ	2
	その他の栄養士	0
	栄養士以外の仕事 医療事務	1

3) 学内の教育実習等委員会に加わる

本学では、中学校教諭二種（英語および家庭）、養護教諭二種、幼稚園教諭二種が取得可能であり、従って学内に教育実習等委員会を設けている。この度、本食物栄養専攻もこの教育実習等委員会に参加することにより、他教科の教育実習参加学生との調整や情報の交換等を行うようにした。

4) 鹿児島市内における栄養教諭免許の課程認定校による栄養教諭課程認定校連絡会の発足

鹿児島市内の栄養士養成施設校は4校あるが、そのうちの3校において栄養教諭二種免許の課程認定を受けたので、教育実習の実施の準備や参加希望学生の実習先調整などの目的で、3校による栄養教諭課程認定校連絡会を平成17年5月に発足した。その会で、実習ノート、評価表等は統一することを決め、受け入れ校への送付資料として、1週間の実習計画案を作成していくこととした。

5) 各校長会、教育委員会への事前訪問

鹿児島市内の栄養教諭免許の課程認定3校の学外における栄養教育実習者が、初年度の1年間で120名以上になることが予想され、その実施が最も大きな問題であった。そこで、本県・市の教育委員会に協力依頼を打診し、指導を得た。その後、表3に示す各校長会に対して、上記栄養教諭課程認定校連絡会から代表の教員が実習依頼のための訪問を5月に行った。その際、教育実習実施にあたっては、出身校での実習依頼を原則とすること、実習時期、各学校における実習希望学生の人数は栄養教諭課程認定校3校において事前に調整すること、実習生の服装や礼儀作法等の指導を十分に行って実習に望むこと、指導案の書き方を事前に指導すること、1週間の教育実習の内容や実習ノートを事前に検討することなどを申し出た。

表3. 協力依頼の指導および実習依頼の訪問を行った関係各所

協力依頼の指導を受けた関係各所	鹿児島県教育委員会
	鹿児島市教育委員会
実習依頼の事前訪問をした関係各所	鹿児島県中学校校長会
	鹿児島県小学校校長会
	鹿児島市中学校校長会
	鹿児島市小学校校長会

6) 栄養教諭課程認定校連絡会による教育実習参加希望学生の実習先調整

栄養教諭制度設立の趣旨より学校給食に関する知識が基礎となることから¹⁰⁾、学校給食の現場においての実習経験が不可欠と考え、学校給食栄養管理者としての給食管理実習を1週間、その後栄養教諭としての教育実習を1週間実施することを前提に実習先の調整を5月に行った。

なお、本学においては、小中学校や給食センターにおける給食管理実習のカリキュラムは開講していない。しかし、栄養教諭課程認定校連絡会の他校が1～2週間の実習の開講を予定していたため、連絡会内で統一しなければ給食実習受け入れ校側の指導上、問題が起こることが想定された。さらに、栄養教諭の「食育」の媒体は「学校給食」であることからその重要性を考慮し、急きょ小中学校や給食センターにおける「給食管理実習Ⅲ」のカリキュラムを開講することとした。

7) 学生向け教育実習事前訪問指導

免許取得希望学生を対象として、1年次7月下旬の前期授業終了直後に、第1回目の教育実習事前訪問のための指導を行った。特に短大に入学後4ヶ月しか経過していない1年次生なので、電話のかけ方、敬語の使い方、メモのとり方、訪問日の日程調整の仕方、そして学校訪問当日の到着時間や服装、挨拶の内容、実習依頼状持参などの注意事項について詳細に指導した。その後学生が電話にて訪問の日程調整を行った。

8) 学生による学校訪問（第1回目）

1年次夏休み中である8月上旬に、実習依頼校に事前訪問し、実習依頼状を持参した。

9) 実習依頼校より問い合わせ

学生の訪問後、何ヶ所かの実習依頼校より問い合わせの電話があった。以下に多かった問い合わせ内容と対処した内容を示す。

表4. 実習依頼校からの問い合わせおよび対処した内容

実習内容の問い合わせ（14施設）	★電話で実習内容の説明
実習についての問い合わせ（3施設）	★栄養教諭関係の資料を送付
校長・教頭の異動に伴う連絡不十分によるトラブル	★説明し、承諾を得る
調整担当短大と実習依頼校間の連絡不十分によるトラブル	★再度説明し、承諾を得る
自校式ではあるが栄養士が未配置の学校	★栄養士のいる学校へ変更
日程変更の申し出	★日程を変更
栄養士不在校であった	★町所属の栄養士に依頼

10) 実習依頼校への資料送付

栄養教育実習は初年度のため、小学校、中学校でも不明の点が多いと感じ、以下の説明のための資料を各実習依頼校に対して送付した。

表 5. 実習依頼校への送付資料

栄養教諭制度の概要
食に関する指導の充実と栄養教諭に期待される役割
学校教育活動全体で取り組む食に関する指導 (文部科学省編)
栄養教育実習について想定される具体的な内容
栄養教諭養成校としての依頼事項および確認事項
栄養教育・給食管理実習先一覧

11) 承諾書返信

8月に実習依頼校より承諾書の返信があった。

12) 学生による実習依頼の訪問 (第2回目)

年度が変わって実習先の担当者が移動になる前の1年次春休み3月中に、再度、学生による実習依頼の訪問を行った。給食管理実習と栄養教育実習の日程の最終的な決定と、実習に必要な事前準備について助言・指導を受けた。

本来であれば、「食育」の媒体となる「学校給食」の提供を学ぶところの給食管理実習を1週間実施し、十分に理解した後に、それを受けて教育実習を行うのが理想的ではあるが、実習先の給食センターの都合により、4ヶ所が逆の日程、すなわち教育実習を学校で行った後に給食センターで給食管理実習を行う変則的な実習となった。

13) 学生による事前訪問 (第3回目)

2年次5月のゴールデンウィーク中の平日に、学生の事前訪問として実習校を訪問し、評価表、出勤簿、学生調書を持参し、さらに個人情報保護の視点からの学生調書の実習後の返還を依頼した。

14) 栄養教育実習

早いところでは5月の中旬から、遅いところでは6月の下旬から、給食管理実習と栄養教育実習が実施されその期間中に本専攻教員が分担して実習校を視察訪問した。評価表、出勤簿、学生調書については実習終了後に郵送で返送され、実習ノートに関しては学生自身で持ち帰った。後日、学生と本学よりお礼状を送付して終了した。

15) 栄養教諭課程認定校連絡会での実習終了後反省会を開催

8月の夏休み中、第1回目の栄養教育実習を終了しての反省会を実施し、特に給食センターからの給食管理実習と栄養教育実習の関連に関する意見を中心とした報告があがった。以下に反省会で挙げた報告の一部を抜粋して示す。

表 6. 栄養教諭課程認定校連絡会での実習終了後反省会の内容（抜粋）

給食センターにおける実習時期及び内容
栄養管理を中心とした講義形式の指導にしたため、同一時期に多数の実習生の受け入れは可能となった。（ただし、栄養士2名の給食センターでは実習生6名まで）
「給食管理実習」と「栄養教育実習」を明確に各1週間と区分せず、2週間単位で給食センターと実習校で連携しての実施を希望するという短大側からの申し出に対して
「給食管理実習」と「栄養教育実習」を、明確に各1週間と区分しないと、実習校側は、給食センター側が全ての指導を行うと誤解する可能性もある。また給食センター所属の栄養士が、所属校以外の実習校に出向するには煩雑な手続きが必要である。以上より実際に給食センターが各実習校と連携をとっていくのは困難である。
九州厚生局長（九厚発第0331026号）「養成施設等の適正運営に係る留意事項について」を受けて、2週間の校外実習期間の全実習校同時実施を希望する。実習校側の「教育実習開始にあたっての行事」には給食センターから学校へ学生を出向させることを希望する。
各実習校側の「教育実習開始にあたっての行事」が同一日であればよいが、そうでない場合は学生が異なる日に出向することとなり、給食センターにおける指導が困難になる。
早めに指導担当教諭の決定が可能なら、実習前に「食育テーマ」の指示および、「学習指導案」の添削を依頼したい。1週間という短い実習期間でもより充実した教育実習の実施が期待できる。
栄養教育実習における評価授業の「食育テーマ」および「学習指導案」が事前にわかれば、給食センターの栄養士が準備の助言や手助けができる。さらに、栄養教育実習の内容が見えてくるので非常に有り難い。但し、指導者は実習校の担当教諭であることから、あくまでも助言を行うことができる旨の文書依頼として欲しい。
給食センターにおける謝礼金について
鹿児島県学校給食センター長会議で、「謝礼金不受理に関する内容」を通達するので、養成校の協力を希望する。実習生が菓子折り等を持参することがあるが不必要である。感謝の意をあらわすということであれば、早朝出勤し清掃するなどの方が、実習生としての姿勢として評価できる。

16) 栄養教育実習後の2年次学生による感想文の抜粋

栄養教育実習事後の指導として、「栄養教育実習Ⅰ」の授業中、1・2年生合同で、すべての参加学生（2年次生）に感想を発表させ、各自の反省を促すと同時に、次年度実習生の事前指導の一環とした。また、「実習を通して感じたこと及び栄養教諭免許を今後どのように活かそうと思うか」と題し、レポートを提出させた。その内容の一部を示す。

表7. 栄養教育実習終了後の学生によるレポート課題「実習を通して感じたこと及び栄養教諭免許を今後どのように活かそうと思うか」の抜粋

素晴らしい指導担当の先生や生徒に出会って、教諭になりたいと強く思った。
どのような順序で話せば理解がしやすいかを学ぶことができた。これは、本や教科書からの知識では得ることができないものである。
授業後、すぐに児童が「ジュースよりお茶を飲むようにする」と言いに来てくれた。生徒の反応を受け改めて栄養教諭職の素晴らしさを感じた。
教職取得を希望した結果、授業数が多くなり一層忙しくなったが、大変でもこの教諭免許が取得できることを嬉しく思う。それは、この二週間の教育実習で得られたものが、私にとってとても大きかったからだ。
実習中、担任の先生の毎日の仕事を身近で体験し、とても大変だと思った。しかし、そういう姿を見て教諭として働きたいということを自分自身強く感じた。
人にものを伝える、教えるということの大変さや難しさを知った。しかし、それ以上に相手に自分の想いが伝わった時の喜びが素晴らしいということも学んだ。
いつの日か、母校で栄養教諭になれるよう努力していきたい。
校外実習に行く前まではあまり明確ではなかったが、実際に実習して栄養教諭の大切さがわかった。
自分がしっかりとした考え方や人をひきつける魅力を持っていなければならないことを学んだ。
自分が栄養教諭になった時には、親子で参加できる栄養教室を地区で開きたいと思う。
私は栄養教諭になれなくとも、何かの形で学校と家庭とをつなぐ架け橋になりたい。
病院には小児肥満や糖尿病、拒食症といった子供の患者がたくさんいる。栄養士・栄養教諭二つの資格を自分にしかない資格としてあらゆる場で輝かせていきたい。
栄養教諭資格は、保育園や病院、自分の家族にも食育を行う上で必要であると思う。

Ⅳ. おわりに

栄養教諭制度が始まって2年目の平成18年度に鹿児島県では全国で一番多くの栄養教諭が誕生し、制度開始前からの学校栄養職員の食育に関する取り組みの大きさ、および県内外からの本県の食育に対する期待が非常に大きいことがわかった。そのような状況の中で、短大入学時には名前も知らなかった栄養教諭免許をぜひ取得したいと勉強に励んでいる学生の意識がアンケートにより表れた。また、初めての栄養教育実習を行うに際して、実習受け入れ校のとまどいも当然高かったようだ。しかし、「食育指導案」の指導をはじめ、評価授業に向けて2回、

3回と模擬授業の指導を受けた学校も多く、感謝に耐えないところである。

学校給食管理実習においても、本来であれば各養成校内で大量給食のあり方を十分に実習し、理解した後に校外での実習に参加することが望ましいが、教育実習の時期が2年次の前期ということで、半数以上の学生が養成校内の給食管理実習を履修しない状態で学校給食管理実習に参加した。こうした今後改善すべき問題が多々あるが、無事に第1期生の栄養教育実習が終了するにいたるまでの本学および栄養教諭課程認定校連絡会の行った活動の記録をまとめることにより、次年度からの実習がよりよいもので、かつスムーズに行われることを期待する。さらに、教育実習に行った後の学生の意識の変化や学校栄養士の栄養教諭や食育に対する意識、小中学校教諭の食育に対する意識などを調べ、栄養教諭を目指す学生の教育に活用できるようにしていきたい。

最後になりましたが、教育実習をお願いするに際してご指導いただきました鹿児島県内の各教育委員会、各校長会の諸先生方、学生の栄養教育実習、給食管理実習をお引き受けくださり有意義な実習をご指導いただきました各小学校、中学校、給食センターの諸先生方、栄養教諭課程認定校連絡会の鹿児島女子短期大学、今村学園ライセンスアカデミーの先生方に深く感謝いたします。

引用文献

- 1) 保健体育審議会：「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツ振興のあり方について」、保健体育審議会答申（1997）
- 2) 関係7大臣連名告示：「行動計画策定指針における「食育」の推進教育及びスポーツ振興の在り方について」、保健体育審議会答申（2003）
- 3) 文部科学省「文部科学白書（平成16年度）」：国立印刷局，東京，17（2005）
- 4) 南日本新聞2006年9月2日朝刊4面記事：「「栄養教諭」配置進まず」，南日本新聞社（2006）
- 5) 永嶋久美子：栄養教諭の現状，川村学園女子大学研究紀要，17（2），115～133（2006）
- 6) 清水瑠美子：福井県にみる栄養教諭創設の過程（特集1 食育基本法が成立しました。いざ！食育へ），食生活，99（10），20～25（2005）
- 7) 渡邊宏美：小学校教職員の食教育への認識，実践および課題，宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要，28，453～462（2005）
- 8) 岡井紀代香，岡井康二：食教育における学校給食の意義と栄養教諭の役割，広島女学院大学生活科学部紀要12，121～133（2005）
- 9) 笠井直美：「栄養教諭」が行う食に関する指導の特徴について，家庭科教育，79（3），28～32（2005）
- 10) 文部科学省初等中等教育局初等教育企画課「教育委員会月報」：栄養教諭制度について，第一法規，東京，9（2004）